

上総七里法華における元文法難と伊藤玄基隆敬の生涯

岩 田 諦 靜

一、はじめに

ここで上総とは、『広辞苑』によれば千葉県の中央部を意味すると言う。その七里法華とは現在の千葉市緑区の土気町（土気城跡）を中心とした七里四方と言うことである。具体的にはJR外房線の土気（とけ）の駅を中心とした地域である。詳しくはJRの菅田・土気・大網・永田・本納駅までと、大網駅から東金駅に至る周辺の地域のことである。一般には土気を中心として東金に及ぶ七里四方と言われる。それは、お題目の七字に準えて呼ばれたとも言われている。

この上総七里法華の起源は顕本法華宗本山妙満寺十六世の心了院日泰（一四五二—一五〇六）に帰依し外護した土気城主の酒井定隆により長享二年（一四八八）に出された改宗令によって酒井氏の領地全体が顕本法華宗に改宗させられて成立したものである。

この元文（げんぶん）法難は上総七里法華の地域の中で起ったものである。それは江戸時代中期の八代将軍徳川吉

上総七里法華における元文法難と伊藤玄基隆敬の生涯（岩田）

上総七里法華における元文法難と伊藤玄基隆敬の生涯（岩田）

宗（二七二六—一七四五）の時期に当り、寺社奉行大岡越前守によって裁かれている。

本稿は上総七里法華の中で起った元文法難について中村孝也¹⁾（一九三四—一九九二）氏の渾身の努力によって明らかになされた上総七里法華新門徒に係わる法難の中でも中心のものである元文法難について報告する。その法難と深く係わり、所払い追放となった「内証（緒）題目譚」の西方の旗頭である伊藤玄基が、その後、佐渡に渡り、彼の地において伊藤隆敬と名乗って現在も佐渡を知るための名著とされる『佐渡名勝志』²⁾を撰述している。

これまで同一人物について、千葉県の郷土史家は元文法難の中心人物として、新潟県佐渡の郷土史家は『佐渡名勝志』の撰述者として別々に研究され報告されてきたのである。筆者はそれは同一の人物であることを知り、そのことを報告する次第である。

二、慶長法難から寛文法難まで

上総の頭本法華宗には慶長・寛永・万治・寛文・元文・天明・寛政の法難があった。ここでは元文法難に至るまでの上総の法難の歴史を概観して理解を深める次第である。

それは慶長法難³⁾を嚆矢とする。その法難は、上総の出身であり、上総を教化の基盤として京都妙満寺二十七世に晋山した常楽院日経（一五六〇—一六二〇）が慶長十三年（一六〇八）に直弟子五人と共に受けたものである。慶長六年に妙満寺に晋山した後、浄土宗その他諸宗を折伏批判したことから、幕府へ訴願され、慶長十三年に江戸城にて宗論が開かれ負けと判定された。同十四年、日経とその弟子たちは京都の河原で「耳鼻削ぎ」の刑を受け追放となった。その後、日経は信徒の助けを受け、教化しながら金沢を経て富山に至り、元和六年（一六二〇）に寂したとされ

る。追放から遷化するまでの十余年の間、日経に教化され彼を慕う僧俗の信徒は公儀にかくれて布施を送くり続けた。それに対して、日経は本尊を授与し、文書教化を行ったのである。その教えは不受不施を中心としたものであるとされる。それと共に日経の法難を助けなかった寺院僧をも批難の対象としたのである。

筆者が、上総大木戸の善徳寺に入寺まもなく、日経上人の二幅の本尊を拝見する機会を得た。その一幅の本尊の花押の中に「叶法華經之金文」の文章があった。宮崎英修先生はそれは慶長法難以降に書かれたものであると指摘された。その本尊は内証題目講のもので大変小型のものであった。

寛永法難¹⁾について、(1) 寛永五年六月一日に玉雲日耀等が受けた法難と(2) 寛永十二年(一六三五) 九月五日に惣閑日浄等が受けた法難とがある。その後者について、述べる。

日浄は日経の教えに従って折伏布教を盛んに行った。それは、日経の教えによって寺院僧を批難し、不受不施的な強義を説いたことから、上総の十箇寺から公儀に訴願され、代官三浦監物により寛永十二年九月五日に野田村(現在 誉田町) 十文字原にて日浄と六人の信徒が「張り付け」の刑にされたものである。その場所に五日堂が建立され、現在に伝えられている。

万治法難²⁾について、万治三年(一六六〇) 九月二十三日に上総の十箇寺から「門中を惑わす者」として公儀に訴状が提出されたことから起ったものである。その結果、妙法寺日尚は三宅島へ、本行寺日暹、本満寺日清は大島へ流罪となった。

日尚(正統院、一六一二—一六七四) は京都に生まれた。日経の直弟子の日寿に師事した。後に上総の宮谷檀林に修学し、会津妙法寺五世となる。会津妙法寺を本山と考へ、日経—日寿—日尚の師資相承と日什直弟子相伝書を正義

として、妙満寺と上総の十箇寺を批難したのが訴願の理由であった。この日尚の同調寺院の僧として約七箇寺が上げられるほどになっていた。日尚が流罪となり、在島九年ごろには、日経―日寿―日尚の三幅の本尊と遺言状と共に日作(仲明院)に授与された。当時、天和二年(一六八一)ごろ日尚方には信徒三百余名があり、日逞方の信徒一千四百余名があったとされる。

その結果、この法難をさかいとして日経の門流の僧侶中心の団体から在家信徒を中心へ移向する転換となったと指摘されている。

寛文法難⁽⁶⁾について、寛文五年(一六六五)七月に公儀から京都の法華宗諸門流に対して九箇条の規定と付囑三箇条目が公布され、それを認める印判が集められた。それに対して妙満寺日英(精進院、一六一五―一六七六)が拒否したことから起ったものである。この法難は京都で起った事件であるが、印判拒否の理由は日経の教えを奉ずることによって起ったことから、上総の法難と同列にあつたものであろう。奉行牧野佐渡守の取扱により、日英に帰依厚い伊藤出雲守の領国である九州日向国の飢肥へ流罪となった。その地で一寺を建立している。この法難は寛永・万治の法難とはおもむきを異にしている。

以上のことから、慶長法難から万治法難を経て元文法難へとつらなることがわかる。

三、元文法難⁽⁷⁾

元文法難は、慶長法難の常楽院日経による折伏教化と不受不施的強義の教えを信受し、万治法難の日尚の法難を経過して、それまで寺院僧を中心とした集団の組織であったものが、在家信徒を中心とした新門徒の組織へ転換した時

期であつたとされる。

この法難の特徴は同じ顕本法華宗の信仰を行っている寺院僧と新門徒との内輪の中で起つたことである。法難を受けたのは慶長法難の常楽院日経（一五六〇—一六二〇）の教えを信仰している在家中心の内信の団体であつた。それは「上総の新門徒」「内証（緒）題目「講」「法華切支丹」と言われ、折伏教化と不受不施的な信仰を行つていた。隠れて集つて内緒で題目を唱えたことから、「内緒題目講」と称されたものである。信徒の死に際しては、寺院僧の葬儀の前に、内緒で葬儀をすませた。また、寺院とは別に「小座」に集まり、日蓮の遺文御書や、日経の文書を文字を読める旗頭が読み解説した。

これに対して、上総七里法華の中心になる十箇寺（大網蓮照寺、宮谷本国寺、田中法光寺、東金西福寺、本漸寺、松之郷本松寺、北之幸谷妙徳寺、土氣本寿寺、善勝寺、本納蓮福寺）から公儀へ訴えられたことから、この法難は起つている。その点、徳川家康の時、慶長十三年（一六〇八）、浄土宗とその他の諸宗による訴願によつて起つた慶長法難とは異なつていふと言へる。

この新門徒の集団は土氣を中心として、東側に属する土氣・大網・東金に当る地域を東方と言ひ、西側に属する野田（現在菅田）・大木戸・土氣に当る地域を西方（野田方）と言ひ、大きく二分されていたようである。

法難の発端は東方の旗頭（導師元）である新門徒の行信（三宅島へ速島後・常源院日進、一六九八—一七六七）が元文二年（一七三七）八月に芝名村の蓮華寺（中村孝也師住職の寺）にて新門徒に対して法話を行ったことを咎めたことから起つてゐる。そのことを元文三年三月に蓮福寺日得・蓮照寺日啓等の寺院側から江戸の寺社奉行大岡越前守へ訴願したことによつてゐる。

その時期、西方では、前の旗頭の三枝重右衛門が元文二年五月に亡くなって、大木戸村出身の医師の伊藤玄基が新しい旗頭(導師元)になっていた。旗頭は日蓮の遺文御書や日經の文書を同信の人たちに読み聞かせ、解説する役目もあり、医師の玄基に請い旗頭になってもらったのである。

その当時、西方の玄基の側より東方の行信の勢力が大きかったようである。

寺院側からの訴願により幕府は、元文三年三月に行信と四判(上太田村市右衛門、下太田村利兵衛、上吉井村七兵衛、桂村金右衛門)等を江戸へ召し出し、入牢し、その後、訊問を十回行い同年十二月に裁定し、行信を三宅島へ遠島にした。

一方の当事者、西方の旗頭である伊藤玄基はどうであったか。西方の旗頭となつたばかりの玄基は公儀に召し出され同信の人々の名簿を提出させられたようである。その見返りとして裁定まで江戸に止めおかれ、その後、追放と言ふことで妥協したとされる。

元文法難の略経過を報告すると次のようになる。

- (1) 時代、八代將軍徳川吉宗(一七一六一—一七四五)、寺社奉行大岡越前守の時代。
- (2) 元文二年(一七三七)八月二十二日、在家信者(新門徒)の行信の芝名村蓮華寺での説法が寺院側から咎められる。

(3) 元文三年、寺院側から江戸表・寺社奉行大岡越前守へ訴願される。

(4) 元文三年三月、東方の旗頭の行信と四判の者および吉左衛門と共に江戸へ召し出される。

(5) 元文三年五月、西方の旗頭の伊藤玄基が召し出される。新門徒の名簿を提出させられる。その見返りとして、

事件解決の後、追放が約束されたようである。

(6) 元文三年十二月、葛右衛門と久三郎の二人牢死する。

(7) 訊問十回の後、元文三年十二月二十五日訊問終る。行信は三宅島へ遠島が決定した。

(8) 元文四年(一七三九)二月十三日。村々の新門徒約八三〇名が江戸表にて改宗証文の上、放免となる。但し、九名の者が重追放・追放・所払いとなる。

(9) 元文四年九月二十七日、行信は三宅島へ出帆、十月十五日三宅島へ到着した。行信四十一才。

(10) 行信(常源院日進、一六九八・元禄十一年—一七六七・明和四年)三月十五日寂、行年七〇才。三宅島在島二十八年。

四、伊藤玄基の生涯

(一) 伊藤玄基と元文法難

伊藤玄基は土気・大木戸・野田を中心とした西方の旗頭であった。伊藤玄基について、三宅島へ遠島となった東方の旗頭であった行信の『新徒雑談集』³⁾の中に次のように記されている。

大木戸村伊藤玄基ト申ス医師、野田村へ療治杯往キ、野田村ハ遠ク大木戸村不勝手故ニ、後者ニハ野田村へ引越往居申候、野田村重右衛門相果、候已後、御書杯読申ス者無之候。儘、此玄基ヲ頼ミ新門徒之筆記ヲ不残相見セ時々読マセ、重右衛門同前ニ崇敬申候故、野田方の者共、会式盆供灯明錢杯合力申候処、

上総七里法華における元文法難と伊藤玄基隆敬の生涯(岩田)

上総七里法華における元文法難と伊藤玄基隆敬の生涯（岩田）

野田村ヲ密ニ逃出シ所々徘徊罷在候。

これによれば、伊藤玄基は大木戸村の医師であり、大木戸村と野田村（現在菅田）を往復して治療に当たっていたが、大木戸村は遠く不勝手であるとして野田村へ移住した。しかし、元文二年五月に、西方の旗頭の三枝重右衛門の死後、同信の人々より請われて旗頭となり、布教活動を行い僧侶と同じく御会式・お盆の供養・灯明料などを受けていたとある。元文三年二月になり、上総の十箇寺等が新門徒を訴願すると言うことを知り、野田村を離れ浪人となったようである。

この『新徒雑談集』に記される伊藤玄基について中村孝也氏は昭和三十四年、大木戸村の調査を行っている。その折、大木戸村「善徳寺過去帳」の間から山売りの証文を発見している。それは享保十九年（一七三七）十二月の大木戸村での山売りの証文に証人の一人として玄基が立ち会っていることがわかり、実在したことを証明している。

(二) 伊藤隆敬と『佐渡名勝志』

玄基は公儀との約束通り、法難の裁定の後、所払い追放という自由の身となった。その後、玄基は佐渡の島に現われる。江戸から鎌倉を経て、まっすぐ佐渡へ渡ったのか、或は江戸・鎌倉から京都へ廻り、北陸へ出て金沢・富山を経て佐渡へ渡ったか、その経路は不明である。中村氏の研究は上総七里法華の地域に限られたものであり、その後の玄基の行動について追究されなかったのである。このことは佐渡の郷土史研究家の人々も同じであった。佐渡へ渡る以前の玄基隆敬については上総の大木戸邑出身と言うことを知るところであった。別々に研究が進められていたこと

になる。玄基は佐渡では隆敬（ヨシタカ）と名乗ったようである。全く異った業績を残したことによるためであろう。玄基は、日蓮の遠島の地であり、日蓮の信仰者にとって聖地でもある佐渡に渡ったのである。以下、伊藤隆敬について、小菅徹也氏の研究により、略記する。

玄基は、そこで現在も幻の名著と言われる『佐渡名勝志』の撰述をしている。

この書は、佐渡奉行所の地役人の須田右衛門富守の協力によって編纂されている。郷土史の研究者であった須田は三十年来に渡って、佐渡の歴史・地理・産物・寺院来由その他佐渡のすべてのことに関して多くの文献収集をしていた。その収集の文献をもとに玄基が編纂したものが伊藤隆敬撰述『佐渡名勝志』全八巻十二章とされる。

『佐渡名勝志』の各巻の初めに撰述に関して次のような説明がある。

三十年來、拾集書^一、一朝撰成^二、伝^三不朽^一、

家門胤子、母^レ忽^レ之[、]佐州相府官史行^二文齊^一。

源富守 印

此書未^レ刪考^二後日[、]博雅君子、愍^レ草稿^一、希^レ加^レ斧削^二而已^一。総州山郡処士織毫幹。

隆敬子 印

これは『佐渡名勝志』の編纂について簡潔に述べたものである。また、巻頭ごとにその巻が何時できたか日時が名記されている。

その『佐渡名勝志』の内容目次は次の八巻から構成されている。

巻一、郡境部。巻二、左遷部・旧跡部・名所部並付録。

上総七里法華における元文法難と伊藤玄基隆敬の生涯（岩田）

上総七里法華における元文法難と伊藤玄基隆敬の生涯(岩田)

卷三、慈室部・乾。卷三、慈室部・坤。卷四、神社部。卷五、合戦部。卷六、編年通鑑・麟。卷六、編年通鑑・鳳。

卷七、系譜部。卷八、相府部・上。卷八、相府部・中。卷八、相府部・下。

以上のように八卷十二章から成立している。その中で慈室部坤・法華坤之部に佐渡における法華宗の本末諸寺院開連の記述がある。即ち、本山三ヶ寺・根本寺、妙宣寺、妙照寺と末寺四十ヶ寺、寺家十ヶ寺、各寺家十五ヶ寺、計五十八ヶ寺等の来由、日蓮聖人の遺文・本尊等の什物などが報告され、それぞれ隆敬の考証が述べられている。当時の佐渡における日蓮宗の諸寺院についての貴重な報告文献と考えられる。

その『佐渡名勝志』の撰述は、玄基隆敬の在島三年目の寛保三年(一七四三)一月ごろから始まり、翌年の延享元年(一七四四)八月ごろ完成したとされる。それは隆敬の三十四才の時であったと記されている。日蓮聖人旧跡参拜の為に寛保元年(一七四一)六月十一日に、小木津に渡ったとされる。江戸追放から佐渡へ渡るまで約一年間の空日があるようである。延享三年(一七四六)五月十日富守の死亡以後に島を離れるまで、約五年間佐渡に居たことになる。

その『佐渡名勝志』は平成九年、新潟県立佐渡高等学校一〇〇周年事業の一環として刊行されている。

以下に、元文法難に係わる玄基の行動と佐渡における隆敬の業績について、改めて報告するものである。

伊藤玄基隆敬の生涯の略歴

一、元文法難における伊藤玄基

- (1) 宝永七年(一七一〇)、上総国山辺郡大木戸村に生まれる。(逆算による)
- (2) 享保十九年(一七三四)寅極月(十二月)二十七日付、大木戸村での山売り証人となっている。
- (3) 宮谷檀林の講座の時に掛ける天台大師像の文字書写を行っている。
- (4) 元文二年五月に西方の旗頭三枝重右衛門の死亡後、請われて旗頭となる。
- (5) 元文三年(一七三八)二月ごろ、新門徒の回章(状)が出た後、身の危険を感じて行方不明となる。同年三月、行信と四判等、江戸へ召し出され、入牢される。
- (6) 元文三年五月ごろ、公儀に召し出される。新門徒の名簿を提出す。
- (7) 元文三年四月下旬から八月中旬にかけて村々の新門徒約八三〇名が江戸へ召し出される。改宗証文に押印の後、放免され、寺院の信徒となる。
- (8) 元文三年十二月に行信の三宅島へ遠島の裁定が決まる。このころまで、玄基は江戸に止められていたのではないかと考えられる。または行信が三宅島へ出帆した元文四年九月まで江戸に居たかも知れない。
- (9) 延享四年(一七四七)五月十一日死亡・(三十七才)、『千箇寺首題帳』(過去帳)による。法号「潜性院自現日秀」と記されている。玄基の死亡日時・法号は地下の「取次」により上総へ知らされたものであろう。佐渡・法泉寺の『涅槃金像記』にある玄基直筆の逆修の日号は「日通」であることから、「日秀」に変更されたことになる。

二、佐渡における伊藤隆敬（ヨシタカ）¹⁵

（1）寛保元年（一七四一）六月十一日、佐渡小木津へ渡る。佐渡奉行所・地役人・郷土史家の須田六右衛門富守等と知り合う。

（2）寛保三年（一七四三）一月ごろから『佐渡名勝志』の撰述を始める。

（3）延享元年（一七四四）八月に『佐渡名勝志』全八巻十二章が完成する。隆敬三十四才と記述がある。

（4）延享三年（一七四六）五月十日、須田六右衛門富守が死亡する。その後、隆敬は佐渡を離れたものと考えられている。

（5）「上総新門徒の『千箇寺首題帳』に「延享四年（一七四七）五月十一日、玄基死亡」とある。須田氏死亡一年後のことになる。三十七才であった。」

参 考

①『佐渡名勝志』巻八の上の末文。

延享元甲子歲初秋中元日、総之上州、山辺郡処士、織毫幹、春秋三十四、風狂子書。

②隆敬直筆の相川法泉寺の「涅槃金像記」（二本ある）による。

A本、「土氣庄大木戸邑産也」また「伊東玄基隆敬（ヨシタカ）」とある。原本に「ヨシタカ」と読みがある。

B本、伊玄基とあり、逆修法号「清性院自現日通」とある。

なお、現在大木戸町の伊藤家に伝わる近世の慶応三年（一八六七）の曼荼羅本尊に伊東六郎左衛門とある。伊藤家は代々当主は六郎左衛門を襲名したとのことである。

五、おわりに

上総七里法華における常楽院日経門流の法難を理解して頂くために慶長法難から寛永・万治・寛文の法難に至るまでを概観した。それらは寺院僧侶を中心にしたものであった。しかし、元文法難は同一の門流の中で起ったものであったが、その特徴は拡大した在家信徒を中心とした新門徒の団体に対するものであった。

本稿は、伊藤（東）玄基隆敬の数奇な生涯を報告することを目的としたものである。その前半生については元文法難を研究した中村孝也氏の報告が明らかにしている。しかし、それは元文法難に係わり、江戸を追放となった時期までの事であった。その後半生に関しては、伊藤隆敬撰述の『佐渡名勝志』の刊行委員会代表で新潟県立佐渡高等学校の教諭であった小菅徹也氏の『佐渡名勝志』解題、「佐渡名勝志」と伊玄基隆敬が明らかにしている。その研究に従った。千葉と佐渡と言う遠く離れてそれぞれに研究され報告されて来たことが、同一の人物の数奇な生涯を明らかにしたことを報告するものである。

注

- (1) 中村孝也著「近世日什門流概説―信行論と殉教史を中心に―」(平楽寺書店、平成十年六月二十八日)。
- 中村孝也著「上総七里法華新門徒の研究」(平楽寺書店、平成十七年十月二十八日)。
- (2) 伊藤隆敬撰述「佐渡名勝志」(新潟県立佐渡高等学校同窓会発行、野島出版、平成九年七月十五日)、小菅徹也「佐渡名勝志」と伊玄基隆敬」(同書)六四五―六五九頁。
- (3) 「近世日什門流概説」第二章「常楽院日経上人小伝」、一三五―一八一頁。
- (4) (3) 同、七九―八四頁。
- (5) 「上総七里法華新門徒の研究」、二二頁。三九―四七頁。七一頁。
- (6) (5) 同、四八―五一頁。
- (7) (5) 同、六九―一四二頁。
- (8) (5) 同、一一九頁。
- (9) (5) 同、一三〇―一三二頁。
- (10) 小菅徹也「佐渡名勝志」と伊玄基隆敬」(「佐渡名勝志」解題)、六四五―六五九頁。
- (11) (2) 同、一七頁等。
- (12) (2) 同、一八二―二〇頁。
- (13) (10) 同、六四五―六四七頁。
- (14) (5) 同、一二〇頁。
- (15) (10) 同。